

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 5月 22日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号

氏名 コベルコ建機株式会社

生産本部 広島事業所長

田川 博文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-943-5321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コベルコ建機株式会社 広島事業所 五日市工場
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生産用機械器具製造業
②事業の規模	億円（五日市工場と沼田工場の合計）
③従業員数	1,716名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><b>処理工程</b></p> <pre>graph LR; A[廃シナー] --&gt; B[焼却]; C[廃酸] --&gt; D[焼却];</pre>

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量  
 計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類																					
廃油	140.59	160.95									140.59	160.95	140.59	160.95					0.24	0.27	
廃酸		0.00										0.00		0.00							
廃アルカリ	0.02	0.02									0.02	0.02	0.02	0.02							
感染性産業廃棄物	0.01	0.01									0.01	0.01	0.01	0.01							
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
特定有害産業廃棄物																					
指定下水汚泥																					
鉛さい																					
焼石綿等																					
燃え殻																					
ばいじん																					
廃油(金属を含むもの)																					
汚泥(金属を含むもの)																					
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	140.62	160.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	140.62	160.98	140.62	160.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.24	0.27	

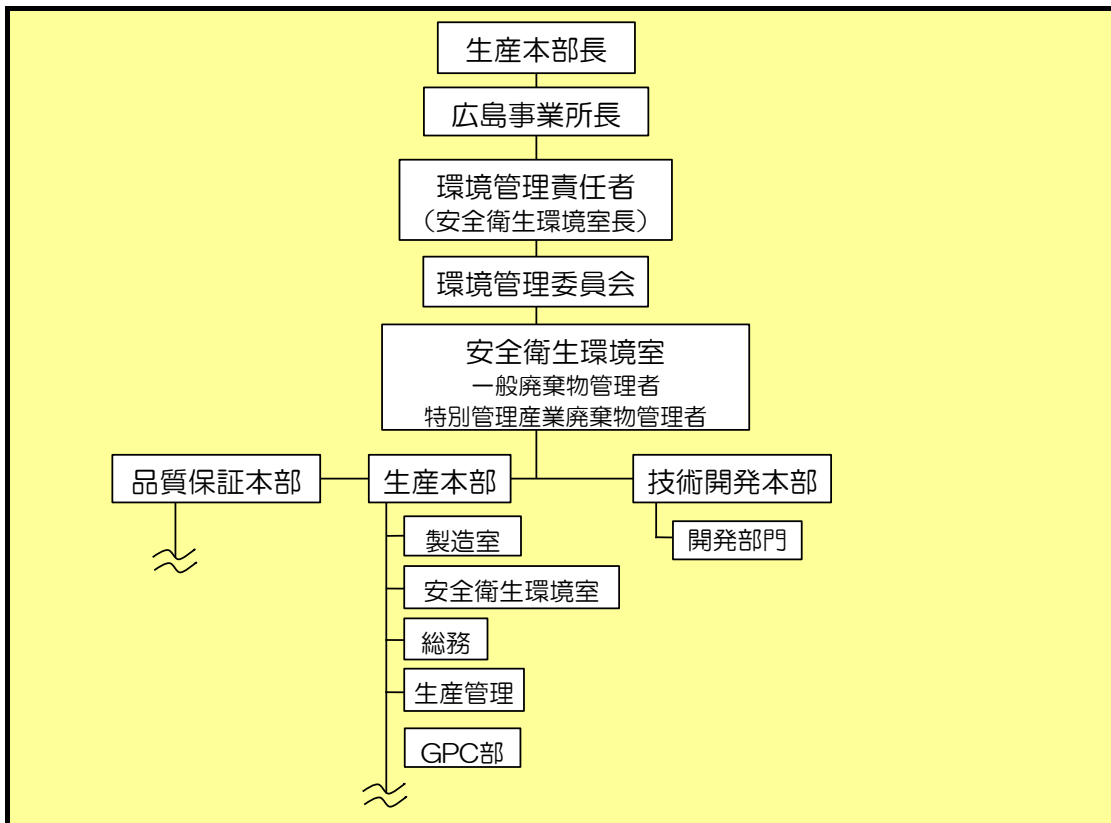
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>排出量は原単位により把握し、目標設定は原則として前年度比1%の削減率を基準とする ⇒前年度排出量÷前年度回収時間×今年度回収時間×0.99</p> <p>【今年度の主な取組み】 (1) 梱包材(木パレット、プラパレット)削減への取組み展開 ・「廃シンナー」：回収時間当りの原単位を1%削減する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>排出量は原単位により把握し、目標設定は原則として前年度比1%の削減率を基準とする ⇒前年度排出量÷前年度回収時間×今年度回収時間×0.99</p> <p>【今年度の主な取組み】 (1) 梱包材(木パレット、プラパレット)削減への取組み展開 ・「廃シンナー」：回収時間当りの原単位を1%削減する。</p>

### 3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別再徹底キャンペーンの展開
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別再徹底キャンペーンの展開

### 4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

### 5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>廃棄物処理は全量、契約に基づく外部委託とする</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き廃棄物処理は全量、契約に基づく外部委託とする</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>140.62 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>すでに電子マニフェストを導入済み</p>